

# 近世ヨーロッパの航海と掠奪<sup>1)</sup>

---

吉村 知幸 博士課程前期2年

## 目次

### はじめに

#### 第一章 近世ヨーロッパの航海記録の検討

##### 第一項 探検者

##### 第二項 植民

##### 第三項 戦闘

#### 第二章 航海と掠奪の関係—史料分析—

### 結び

### はじめに

私はこれまで私掠行為の公的性質、そしてその行為に従事するものの世界観との関係を検討してきた<sup>2)</sup>。その結果、私的行為とされている私掠行為が公的性質を有していたこと、そしてその私掠行為は当時の世界観に基づく行為であった、という考えを持つに至った。

本稿は、私掠行為という掠奪行為をキーワードに、これまで私が考察してきたことをまとめると同時に、近世ヨーロッパ<sup>3)</sup>の航海と掠奪行為の関係を、総合的に検討しようと試みるものである。そのため私掠行為に限らず、近世ヨーロッパにおいて行われた幾つかの種類<sup>4)</sup>の航海記録を調査の対象として扱う。それらの記録を便宜上探検、植民、戦闘<sup>5)</sup>と三種類に分け、それぞれの掠奪行為の特徴を分析し、この時代の掠奪行為はどのような性質を持つものであったのか検討していきたい。

#### 第一章 近世ヨーロッパの航海記録の検討

##### 第一項 探検者<sup>6)</sup>

##### コロン

コロン (Cristóbal Colón 1451-1506年) は1492年から1504年まで四回の航海を行った。第一回目の航海で新大陸に到達した。しかしながら、彼自身は亡くなるまでそこが“インド”であると信じていた。彼の航海の意義について否定的な見解があるが、新大陸に到達したという点だけでも特筆

に値する。以下の史料は、彼が行った四回の航海において行われた掠奪行為の記述の部分を引用する。

#### 第一回航海（1492-93年）<sup>6)</sup>

「而して私はこの全ての島々に王旗をかかげて宣言し、これらを陛下のものとしたのでありますが、かくすることを妨げるものは誰もありませんでした。私はこの最初の島を、全てを与え給うた神を称えるため、サン・サルバドールと名付けましたが、インディオ達はこれをグアナハニ島とよんでおりました。第二番目の島にはサンタ・マリア・デ・コンセプション〔現在のラム・ケイ島〕、第三番目の島にはフェルナンディナ〔現在のロング島〕、第四の島にはイサベラ、第五の島にはフワナ島という風にそれぞれの島に銘々の名をつけたのであります。」（59ページ）

「私はさきに捕えたインディオ達から聞いて、これが島であることを十分承知していましたので、この島の海岸に沿って東へ一〇七レグア〔約六百キロメートル〕進みましたが、そこで海岸は終わっていました。」（61ページ）

#### 第二回航海（1493-94年）<sup>7)</sup>

「そこで彼らは五、六人の女と、数名の少年を捕えましたが、この者たちもほとんど皆、前の島でと同様にこの地で捕虜となっていたもので、我々が連れて行った女共の話では、この島もやはりカリベ族の島であるということでありました。」（88ページ）

彼の四期に渡る航海記録を検討すると、第一に彼が到達した地で住民が居住しているのに領有宣言をする、第二に現地人をヨーロッパに連れ帰るために捕えるなど、掠奪、もしくはそれに類する行為が行われたことを示唆する記述がある。それは第二回目の航海以降、現地人との間で食料を巡る争いのような、摩擦<sup>8)</sup>となって現れてくる。

## 第二項 植民

### フランスのフロリダ植民<sup>9)</sup>

フランスは、1562-65年にかけて行われたフロリダへの植民活動を三次にわたり行った。第一回目（1562-63年）はジャン・リボーが率い、第二回目（1564-65年）はルネ・ド・ロードニエールが率い、第三回目（第二回目とほぼ同時期）はリボーに率いられ、ロードニエールとフロリダで合流した。その他にドミニック・ド・グルグに率いられ、スペインによるフロリダ植林地襲撃に対する報復を目的とする航海があった（1567-68年）。以下の史料は、その植民活動において行われた掠奪行為の記述の部分である。

#### 第一回目（1562-63年）

「君主たちが立派な意図の持ち主を何人か選んで出発させたのは、異国の地に慣れさせて利益をえさせようとし、さらにはその土地を文明化し、もし可能ならば我らが神に対する真の認識までも現地の民に授けようとの理由からであった。これならば残酷非道な支配とは縁もゆかりもない讃えるべき目的であるから、その試みは常に幸運に恵まれるし、結局は、征服した民や、何らかの手段でだます結果となった人々でも、徐々にその心はほぐれてきたのである。」（399ページ）

#### 第二回目（1564-65年）

「かつてこの島でスペイン人に追いつめられたインディアンは、この山に逃げ込んでしばし抵抗し、彼らの軍門に下ることを潔しとしなかったらしい。力づくで追っても、甘言を弄しても、インディアンは自分たちの島を失うことなど我慢ならなかったのだ。事実スペイン人はことごとく殺され、その報をもたらず者一人とて残らなかったのである。」（443ページ）

「食料の調達を大義名分にして、スペイン王の所有物に被害を与えるかもしれない、これをとても恐れたのである。そのようなことになれば

将来私が非難を浴びることであろうことは必至、というのもフランス出立にあたり、スペイン王の臣民にいささかも損害を与えてはならぬこと、彼らの恨みを買うようなことは何もせぬことを、私は王妃〔カトリーヌ・ド・メディシス〕から確と言い渡されてきたのである。〕  
(477-478ページ)

スペイン植民地襲撃のための航海 (1567-68年)

「スペイン人がこの地にやって来て、前にいたフランス人が滅ぼされてからというもの、彼ら未開人やその妻子たちがスペイン人からどれほどの信じられないような迫害を受けてきたかを物語り、このような途方もない不実な行為に対して、彼ら自身に加えられた害悪からばかりでなく、彼らが変わることなく抱えているフランス人への固い友情からも、もしもフランス人が助勢してくれるというのなら、復讐を遂げたいと常々願っている旨を打ち明けた。」(543ページ)<sup>10)</sup>

引用した史料からまず十六世紀フランスの微妙な立場がうかがえる。この航海が行われた時期のフランスは、スペインと友好関係を保っていたので、摩擦は起こしたくなかった。しかし実際の植民活動においては、食料の欠乏のためでもあるが、スペインと争いを起こした。そのことも原因となり、第三回目の航海の時にスペインから襲撃を受け全滅の危機に瀕した。しかしながらスペイン側も現地の人達と摩擦があったことがうかがえ、そのため現地の人達とフランス人とが協力してスペイン植民地を襲撃した。

### 第三項 戦闘

#### I ジョン・ホーキンス

ホーキンス (J. Hawkins 1532頃-1595年) はプリマスで、大商人の家に生まれる。成長してロンドンへ出た彼は海軍関係の人脈と接触を持ち、海軍の実力者の娘と結婚した。第三回目の航海 (1567-68年) 以降は行政家として活躍し、1595年航海途中で病死した。以下の引用した史料は、彼が行った奴隷貿易、および戦闘行為を述べた部分の引用である。

#### 1562年の航海<sup>11)</sup>

“And being amongst other particulars assured that Negroes were very good merchandise in Hispaniola, and that store of Negroes might easily be had upon the coast of Guinea, resolved with himself to make trial thereof, and communicated that devise with his worshipfull friends of London:” (P5)

#### 1564-65年の航海<sup>12)</sup>

「二七日、艦長はポルトガル人から、ちょうど自分らの帰路にあるという、ピンバと呼ばれるニグロの町のことを聞いた。そこには黄金が多量にあるというだけでなく、その町の間人は男子が四〇人を越えず、後は婦女子が一〇〇人ほどだから、そこを襲えば一〇〇人くらいの奴隷がえられるだろうというのだった、艦長はこの情報をたいへんよろこんだ。」(275ページ)

#### 1567-68年の航海<sup>13)</sup>

「そこで余は、この冒険の成功が我らの航海の利益を大いに増進する可能性を考えて、余自身で出向くこととし、我らの味方である王の援軍を得て、海陸双方から町を攻撃、また猛烈な火攻めを加えて（町の家屋は乾いた椰子の葉で覆われていたから）、ついに町を占領、住民を追い払って、男女、子供を合わせて我らの手で二五〇人を捕獲、また友軍の王が捕虜とした数は六〇〇に及んだ。」(328-329ページ)

彼の記録から指摘できることは、まずホーキンスにとり西アフリカの住民は商品であったということだ。つまり奴隷としてスペイン植民地に供給した商品というわけである。しかしスペインとの対立によって取引がうまくいかないこともあった。そして1567年の航海で彼はスペインの新大陸における拠点の一つであるサン・フワン・デ・ウルアでスペイン艦隊に襲撃された。このとき彼の艦隊は壊滅的な損害を受けた<sup>14)</sup>。このことはスペインとイングランドの対立を物語るものである。なお航海記録において直接

言及されていないが、彼は航海中にポルトガル船を襲っていた。その点も指摘しておく<sup>15)</sup>。

## II ドレイク<sup>16)</sup>

ドレイク (F. Drake 1540頃-1596年) はプリマスで、貧乏なプロテスタントの家に生まれた。若い頃から船に乗っていて、ユグノー海賊とも行動を共にしていた時期もあった。私掠の航海で名声を得て議員になったり、プリマスの市長になったり、政治家としても活躍した。1596年航海途中で病死した。以下の史料は、彼が行ったスペインに対する私掠行為の記述の部分の引用である。

### 1572-73年の航海<sup>17)</sup>

「彼自身の方法手段によっても、また女王陛下の親書を持ってしても、もはやスペインからの補償は絶望だとわかると、彼は西インドに対する前後二回の航海が齎すであろう収穫にすべての救済を賭けた。」  
(362ページ)

「まず彼流の訓戒とともに、目的地ノンブレ・デ・ディオスに予想される財宝類への大いなる期待、城壁一つない同地の弱点、そしてまた彼が受けた屈辱への報復意図などをはっきり明らかにした。」(373ページ)

1572年の航海は、1568年サン・フワン・デ・ウルアにおいてスペイン艦隊の襲撃にあい敗北を喫したため、その補償としてスペインに対して掠奪行為を行うのだと表明している。これはこの航海が私掠の航海だという証拠の一つとなりうる。新大陸においてスペインに対する反抗勢力、つまりスペインに対する現地人の敵意があり、それらがドレイクらの航海、すなわちスペインに対する掠奪行為を助けたという証拠となるものである。この航海の目的がスペインに対する復讐であることを表明し、ノンブレ・デ・ディオスには掠奪するものがたくさんあるとあって、艦隊の士気をた

かめた。

### III 征服の記録から<sup>19)</sup>

#### 被征服者

本稿ではサアグンが編集した『ヌエバ・エスパニャ概史』に所収とされている「メシコの戦争」を取り上げた。これはコルテスが行ったメキシコ征服を、現地人の視点で記述したものである。

『ヌエバ・エスパニャ概史』所収「メシコの戦争」<sup>19)</sup>

「こうしてスペイン人はメシーカ人を殺戮するために神殿の中庭に入った。殺す役目を担った者たちは歩いて行った。皮の盾を携え、あるいは鉄の盾を持ち、剣を帯びていた。彼らは踊っている人々を取り囲み、太鼓の間に入って行き、叩いている者の手を打ち、両手を切り落とし、最後に首を切った。その首は遠くへ飛んだ。全員を槍で刺し、剣で切りつけた。ある者の背中を切ると内臓が飛び出した。ある者の頭を叩き割り、押しつぶすと頭は粉々になった。ある者の肩を打ち、切り開き、体を切り刻んだ。ある者のふくらはぎ、そしてももを打った。またある者の腹を打つと、内臓が全部飛び出した。逃げようとする者がいたが無駄で、悪臭を放つ内臓を引き摺るのみであった。逃れようとしても、どこにも行く所がなかった。出ようとする者を打ち据え突き刺した。」(56ページ)

#### 征服者<sup>20)</sup>

本稿では、コルテス (Hernán Cortés) のメキシコ攻略 (1519-21年) を取り上げる。その征服は、国王の許可を取っていたのだが、資金、人員等は自らの費用で賄う個人的事業であった。征服が成功したら国王に利益の五分の一を税として収めた。以下で引用する史料は、メキシコ攻略時の記録を報告したコルテスの「報告書翰」である。



## 第二報告書翰

「その次の日、夜明け前に、私は騎兵と一〇〇名の歩兵および味方のインディアを引き連れて、彼らに気づかれずに新たな方へ向け再び出撃いたしました。そして村を一〇以上、焼き払いましたが、そのうちには戸数三〇〇〇を越える村もありました。そこではこの村々の者だけが戦い、援軍はいなかったようであります。われわれは十字の旗を携え、信仰と、聖陛下の御繁栄のための御奉仕として戦いましたので、神はわれわれにこのような勝利をお授けになったのでありましょう。」  
(141ページ)

## 第三報告書翰

「その日、味方のインディオたちは、大量の略奪品を獲得いたしました。われわれは九〇〇人そこそこで、彼らは一五万人以上でしたので、掠奪をやめさせることはできませんでした。われわれとしましてはできるだけのことをしましたが、いくら気をつけましても、あるいは方策を講じましても、彼らの掠奪を阻止するには不十分でした。」(407ページ)

コルテスは<sup>コンキスタドールズ</sup>征服者として知られている。十六世紀ヨーロッパにおいて、スペイン悪逆の象徴として取り扱われていた。無論それは現在も変わることはないが、当時のコルテス像はイングランドやフランスの政治宣伝のため幾分歪められたところがある。そうではあるが、当時のヨーロッパ人の世界観をうかがうには絶好の史料であるのは間違いない。コルテスは五回報告書翰を国王カルロス一世<sup>20)</sup>に送った。本稿で取り上げるのは第二、第三の報告書翰である。これらの書翰はメキシコ征服の過程そのものを扱っていて、報告書翰の中でも劇的な内容を含んでいる。

コルテスの記録には、スペインのメキシコ攻略時において行われたスペイン人の行為の一例が記述してある。新大陸の集落を襲撃したことを記述し、キリスト教徒であることが文明人の基準であることが示唆されていて、掠奪行為に対する弁明が述べられ、掠奪品の何割かは国王の下にわたって

いることが示唆されている。

これら両者の史料から指摘できることは、コルテスの史料全体にわたって指摘できることだが、掠奪行為を恥じている様子がない。新大陸住民の虐殺を手柄として記述している。これはサアグン<sup>23)</sup>の編集した史料と比較すると、スペインが行った行為をどのように捉えるのかで最も違いが現れる。サアグンの方がスペインの行為をより批判的に捉えている。もっとも、このようなスペインの行為は、十六世紀の、スペイン人を含めたヨーロッパ人からも批判的に捉えられた。しかしその批判的に捉えられた理由はその立場によって異なる。例えばイングランドのように、スペインに敵対する国は政治的背景から、スペインの植民行為を批判しているのだが、モンテーニュは現地人の生活改善、という観点から批判している。

## 第二章 航海と掠奪の関係—史料分析—

以上の航海記録を検討した結果、まず航海と掠奪の関係が明らかにできるであろう。本稿で取り上げた航海や探検において掠奪は確実に行われたが、それら全てを同一視することはできない。地域、対象によって、以下のような区分ができるであろう。まずヨーロッパ人同士での戦いの過程で行われた掠奪、つまり戦闘の結果としての掠奪、第二に非ヨーロッパ人(特に新大陸)に対する掠奪、つまり収奪を目的としたもの、である。これら両者の間では、掠奪という行為としては共通するが、掠奪というものに対する考え方には明確な違いが指摘できる。

次に航海における現地人の協力である。これはスペインのメキシコ攻略やドレイクのスペイン襲撃においてのことであるのだが、これらの襲撃は彼らが単独で行ったというわけではなく、それぞれに現地人の協力があり、そしてその影響力は大きなものであった。例えば、コルテスの行ったメキシコ攻略は現地人同士の争いに乗じたものであり<sup>23)</sup>、ドレイクのスペイン植民地の襲撃においても、スペイン植民地からの逃亡奴隷<sup>24)</sup>の援助が大きな助けとなったからである。この現地人の協力は彼らの航海の成功に重要な役割を果たした。言い換えれば、これらの掠奪行為の根底には、当事者同士の敵対関係の他に当時の錯綜した国際関係が反映していたのではなか

ろうか。とはいうものの、航海者が現地人を対等な存在として認識していたわけではない。単に自らの目的のために利用したのだという見方も可能である。しかし少なくとも今回取り上げた史料を検討しただけでも、航海と掠奪には深い関係があったことがうかがえる。

問題は、十六世紀という時代と掠奪行為との関係である。本稿では、私掠行為、新大陸での収奪、アフリカ大陸での奴隷貿易等、航海において行われた掠奪行為を指摘してきた。それらの掠奪行為はどのような違いがあるのだろうか。それは、行為自体同じである掠奪行為なのだが、どのようにして合法か非合法かの区別がなされたか、ということにつながる問題である。

航海記録等を検討した結果、少なくとも掠奪行為をした人間は、自らの行為を合法であると考えていたのは間違いない。さらに、その掠奪行為によって非難されることはあっても、海賊のように処罰を受けたということではなかった<sup>29</sup>。コルテスら征服者は最終的には処刑されたりするが、それは掠奪行為を咎められたためではなく、王権に逆らったためである<sup>29</sup>。この場合に合法である根拠は、私掠行為においては、その掠奪行為が国、あるいは何らかの公的な性質を持った存在の監督下で行われることであった。もしその掠奪行為が、国家等の監督下から逸脱すれば、その行為は非合法的なものとなり、処罰の対象となった。

では、それ以外の掠奪行為はどのようなのであろうか。それは彼らの世界観にも関わる問題である。十六世紀の掠奪行為はどのような世界観に基づいて行われたのだろうか。今一度強調するが、十六世紀はヨーロッパ人の世界が拡大した時代である。しかし、その世界はあくまでもヨーロッパを中心とした世界である。新大陸はヨーロッパ人にとり収奪の対象であり、対等な存在ではなかった。キリスト教の布教等、ヨーロッパ的な考えを新大陸に移入しようとしたが、新大陸からヨーロッパにないものを受け入れた時代でもあった。十六世紀のヨーロッパ人の世界観はそのようなものであり、その世界観の下で掠奪行為は行われた。しかしこのような世界観は、コロンらのように新大陸等を認識していなかった時代の世界観と関係す

る。大航海時代とは、自らの世界観を根本から覆すものを目の当たりにしたヨーロッパ人が自ら有した世界観と新たに発見されつつある世界、解明されていく世界とを、どのようにして結びつけるのか模索した時代であった、とも位置付けることができよう。

航海における、非ヨーロッパ人を対象とした掠奪はかなり広い範囲を対象とした掠奪であり、ヨーロッパ人を対象にした掠奪は私掠の定義に則り、あくまでも敵に限定した掠奪であった。このように区分できるのは、十六世紀のヨーロッパ人が有していたであろう世界観と関係する。十六世紀は、ヨーロッパ人の世界観が大きく変化した時代である。これまで認識していたヨーロッパ、アジア、アフリカ、といった世界以外に新大陸、つまりアメリカ、という世界が存在することが判明したからである。数々の探検によって自らが認識していた世界とは別の世界が存在することがわかってきた時代であった。この新世界に対する態度は違っていた。それは掠奪を合法とする理由にも関係することである。ヨーロッパを対象とした掠奪行為は、対等な戦闘の過程において発生した掠奪行為であったと考えられる。

ドレイクの活躍した1570年代のイングランドとスペインは戦争状態であったので、私掠行為は戦争中敵に限って掠奪行為を行うことを許されたという定義から、そしてこの時代戦争中の掠奪は合法的なものであるとみなされた<sup>27)</sup>という点からも、ドレイクの掠奪行為は戦闘の過程で行われた掠奪行為である、と考えるのは間違いなからう。これらの史料から考察すると、ドレイクの行為は何ら恥じる行為でなかったとしてよい<sup>28)</sup>。

それに対して、非ヨーロッパ地域を対象とした掠奪行為は、対等なる戦いであったとは考えにくい。だからといって彼らの行った掠奪行為が非合法的なものであったというわけではない。その理由として、彼らの航海記録には掠奪行為を恥じることというよりも、むしろ当然行うべきものだとみなし、彼らにとっての新大陸の現地人は自分たちと対等な存在というよりは、収奪の対象として捉えていたからである。これはコロンが到達した地域をスペイン領であると宣言したことからもうかがえる<sup>29)</sup>。つまりこれらの考えを合わせると、ヨーロッパの人達は新大陸に住む現地人を対等な存

在とみなしていなかったということである。これは本稿において検討した史料においても指摘することができた。

次に、掠奪の対象による戦闘の種類や、掠奪を合法とする根拠の違いについて検討しよう。この時代の戦争には掠奪がつきものであった<sup>30)</sup>。そして掠奪を行うときに、奪われる側が黙って奪われるままになるはずがないから、戦闘が伴うこともまた当然のことである。しかし対象によってこの戦闘の質というものが異なる。新大陸発見までの戦闘は大きく分けて、イスラム教徒に対する“聖戦”とヨーロッパ人同士の戦い、と二種類に分類できる。新大陸発見以後、ヨーロッパ人の世界が拡大していくと、新大陸での戦いにどのような位置付けを与えるのかという問題が生じ、更に一種類増える。十六世紀は、このように戦う対象によって、大きく三種類に分類でき、それぞれ掠奪を合法とする根拠も異なる。前の二種類に関していえば、戦争中の掠奪は合法であったので、あまり問題にはならない。

もっとも問題となるのは新大陸に対する場合である。新大陸をどのように捉えていたのかと関係する。本稿で引用した史料では、新大陸において掠奪は行われていたし、非難はされたが、少なくともその掠奪行為を不法な行為として処罰されたという記述はなかった。

その理由として第一に、ヨーロッパ人が有していた世界観によるものではないだろうか。十六世紀当時の新大陸に対する見方は、自らの世界と対等な一つの世界というのではなく、自らの世界とは劣る“野蛮”な世界であるというのが主流であったと考えられよう。自らの世界と対等な世界と捉えなかったために、収奪が激しくなったとすることができる。今一度強調するが、十六世紀のヨーロッパ人は新大陸を自らと対等な存在と見なしていなかった。しかも新大陸は収奪の対象であり、そこに住む現地人は自らと異なる存在なので奴隷にしてもよい、又は奴隷にすべき存在である、というように認識していたのである。つまり掠奪するのに法的な根拠を必要としなかったどころか、積極的に掠奪を行う根拠が存在したのではないのかということだ。この場合よく根拠とされるのがアリストテレスの、極論ではあるがヨーロッパ人以外は奴隷になるべきなのだ、という論理である<sup>31)</sup>。つまり新大陸の人々は奴隷にすべき存在であるとされたのだ。そ

のため新大陸の住人からヨーロッパ人へ反撃がなされると、許されざる行為としてヨーロッパ人はさらなる取奪を行った。

一方私掠行為には復讐法的な一面がある。つまり損失に対して自ら敵国に対して掠奪するからだ。これは無原則に掠奪行為が行われることを防止する働きがあったと考えられる。

このような違いからいえることは、新大陸に対する掠奪行為はヨーロッパ人の一方通行の掠奪行為であるのに対し、私掠行為は相互的な掠奪行為であった、という表現が可能である。私掠行為が相互的な掠奪行為であると表現したのは、ある者が海上において掠奪行為を受けたとすると、そのものが属する国の責任者（この場合は国王である）に、その被害額を、襲った者が属する国の船舶を掠奪することによって保証される許可を求めたからである<sup>32)</sup>。要するに理論上、あくまでも損失に対する賠償要求であったからだ。新大陸に対する掠奪の場合そのような面はなく、徹底した取奪が展開された。

## 結び

以上述べてきたように、航海と掠奪行為には密接な関係が存在していたことが明らかになった。しかしながら、その両者の関係には、国家の航海に関わる度合い、掠奪行為を行う際の法的根拠と正当化との関係など、なお検討を要する問題がある。本稿では、その両者の密接な関係について指摘するにとどめておく。近世ヨーロッパの航海と掠奪行為の関係については、更に深く議論を要する。

今後は、これまで考察してきた航海と掠奪行為の関係を踏まえ、十六、十七世紀フランスの私掠行為に対象を絞り、私掠行為がフランスの歴史に対してどのような役割を果たしたのか、そしてフランスにとりどのような存在であったのかを検討していきたい。その考察から、いわゆる絶対王政が形成された時期、つまりは現代で言うところの国家としての枠組みが形成される時代と、私掠行為のような一種の私的行為がどのような関係を持ったのかについて検討を重ねていきたい。

## 註

- 1) 本稿において人名を表記する際、慣用的な読み方ではなく、できうる限り原音に則して表記した。  
そして本稿においては、『新大陸』というような現在では差別的とされうる表現を用いているが、当時の歴史的状況を踏まえると、それらの表現を用いるほうが、より歴史的事実に近づけるのではないのかという意図で使用した。差別を助長したり、ましてや推進したりする意図ではない。筆者はあらゆる差別が是正されることを願うものである。それらの点は了承していただきたい。
- 2) 卒業論文では、「国家と掠奪」と題し、イングランドの私掠は公的なものなのかどうかを論じてきた。
- 3) “近世”をどの範囲の年代とするのか様々な議論があるが、本稿は十六世紀を対象とするものであるので、特に断りがない限り十六世紀を示す用語として扱う。
- 4) 掠奪行為が戦闘行為を伴って行われるのはいうまでもない。ここで“戦闘”という用語を使用したのは、この項で取り扱う掠奪行為が“戦争”中に行われたという側面を強調したいがためである。
- 5) 引用史料は、会田 由他監修『航海の記録』〈大航海時代叢書〉1 (岩波書店、1965年)、である。なお以降の註で航海者についての説明を加えているが、それらは史料引用箇所には施されている解説を参照している。書名等を明示すると煩雑になるため、本稿ではいちいち記さないこととする。
- 6) 新大陸到達の航海である。
- 7) エスパニョーラ島植民が目的であった。
- 8) 第二回目の航海記録において、コロンと現地の人達とのトラブルについての記述がある。さらに第三回目航海の時のことであるが、新大陸での失政の責任を問われ、鉄鎖につながれて帰国した。以上のことから、その摩擦の原因は現地人に対する偏見のためであろうが、コロン自身の行政官としての能力が欠如していたという一面もあったと指摘されている。
- 9) 引用した史料は、生田 滋他編集『フランスとアメリカ大陸』二〈大航海時代叢書〉第II期20、岩波書店、1987年所収のものである。
- 10) スペイン植民地襲撃のための航海 (1567-68年)。
- 11) 1562年に西インドで行った奴隷貿易。引用は C. R. Markham, ed., *The Hawkins' Voyages during the Reigns of Henry VIII, Queen Elizabeth and James I*, New York, 1970 より。
- 12) 1564-65年に行われた奴隷貿易である。生田 滋他編集『イギリスの航海

- と植民』一より引用。
- 13) 1567-68年の航海で、サン・フワン・デ・ウリアにおいてスペイン艦隊に襲撃される。引用は、同上。
  - 14) Job. Hortop, *The Trauailles of an Englishman* (New York, 1972)、においてその時残された乗組員がどのような過程を経てイングランドにたどり着いたのかが記述されている。
  - 15) 生田 滋他編集『イギリスの航海と植民』一、254ページ。
  - 16) 引用史料は、生田 滋他編集『イギリスの航海と植民』一、Walter Bigges, *Sir Frances Drakes' West Indian Voyage*, New York, 1969、からである。
  - 17) スペイン植民地を襲撃する。
  - 18) 史料は、生田 滋他編集『征服者と新世界』〈大航海時代叢書〉第II期12、岩波書店、1980年より引用。
  - 19) サアグンが現地人の書いたものを編集したものである、『ヌエバ・エスパニャ概史』の第十二書である、「メシコの戦争」を取り上げる。
  - 20) コルテスの「報告書簡」を取り上げる。
  - 21) Carlos I, 在位1516-56年。
  - 22) サアグン (Bernardino de Sahagún) はスペイン人宣教師で、新大陸の布教に従事した。この記録の編集にも見られるように、現地人がどのようにヨーロッパ人を見ていたのか、その点も考慮した人物である。
  - 23) 例えば、生田 滋他編集『征服者と新世界』、137ページにおいて現地人同士の争いが記述されている。そしてメキシコ攻略に現地住人の助けがあったこと自体が、現地人同士の争いがあった証拠である。
  - 24) 厳密に表現すれば逃亡奴隷は現地人ではない。しかし被支配人であったことは間違いがないので、現地人と同列に論じた。
  - 25) ただし、ドレイクやホーキンスらはスペインから討伐の対象となっている。ここで強調したいのは航海の当事国から処罰の対象にならなかったということである。実際ドレイクは航海の功績によってサーの称号を受けている。
  - 26) 生田 滋他編集『征服者と新世界』、653-658ページ、においてその点は論じられている。
  - 27) 山内 進『掠奪の法観念史』東京大学出版会、1993年において論じられている。
  - 28) 無論攻撃される側にとっては黙って見過ごしうるものではない。ドレイクはスペイン側の史料では海賊として恐れられていたし、海賊容疑で討伐の対象となった。
  - 29) エッセー第一巻・第三十一章において、モンテーニュが非難していたことである。モンテーニュはこの章において、新大陸の住民は姿形、及び風習



が自らのものと違うからといって、それを野蛮とするのはおかしいのではないか、というようなことを主張していた。

- 30) 掠奪の合法性については、山内 進、前掲書、において論じられている。
- 31) 山内 進、前掲書、においてその点は指摘され、本稿で取り扱った航海記録においてもその点を根拠としていた。
- 32) Kenneth R. Andrews, ed., *English Privateering Voyages to the West Indies 1585-1595*, New York, 1986, P173-183において掲載されているBenjamin Woodという者の記録から、私掠行為がどのように合法性を得たのかがうかがえる。航海は1592-93年に行われ、攻撃地点はパナマ沿岸であった。Woodを司令官としてハワード卿の命令によって出発した。船舶は四隻、人員は約200名が参加した。航海自体はスペインの反撃に合い失敗に終わった。